

本籍を移動するには（転籍届）

転籍とは本籍を変更することです。
届出人は、原則として戸籍の筆頭者とその配偶者です。
届出をした日から効力を生じます。

他の市区町村から三郷市に移すとき

- <届出人>
戸籍の筆頭者とその配偶者
- <届出時に必要なもの>
- 届出人の印鑑2本
(夫婦で別々の印鑑を使います)
 - 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)1通

戸籍の筆頭者 夫婦のうち婚姻のときに氏を変えなかった夫または妻
配偶者 夫婦のうち婚姻のときに氏を変えた夫または妻

三郷市内で移すとき

- <届出人>
戸籍の筆頭者とその配偶者
- <届出時に必要なもの>
- 届出人の印鑑2本
(夫婦で別々の印鑑を使います)

転籍届に使う戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)の請求の方法

本籍地に取りに行けない場合には、郵便で請求することができます。
下記の～により、本籍地の市区町村役場にご請求ください。

請求書(戸籍証明等郵便交付請求書)

請求書に下図の必要事項を記入してください。昼間の連絡先、電話番号を必ず記入してください。

本人確認書類

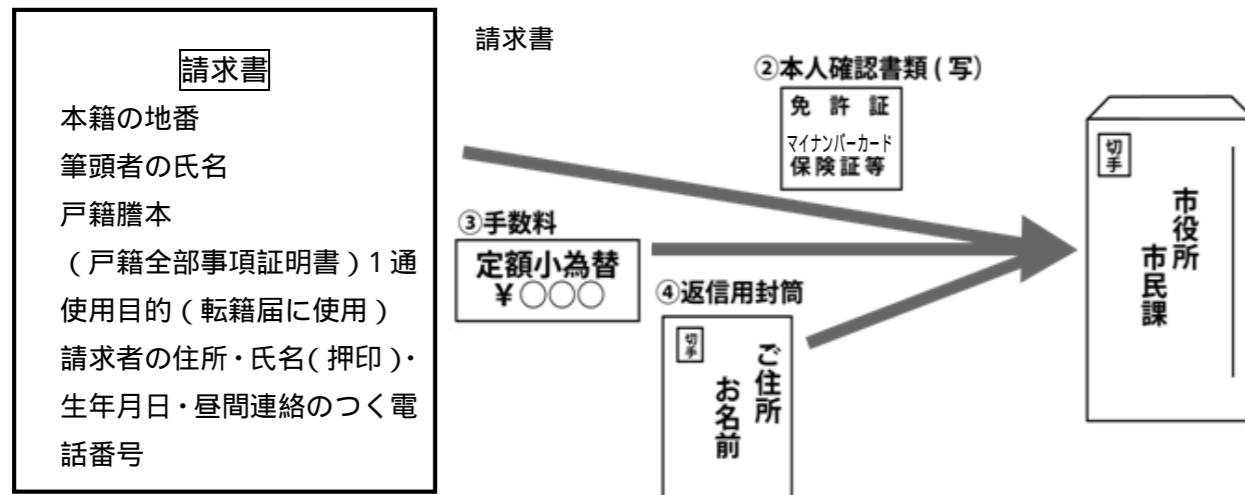
下記の書類のコピーを同封してください。
免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、国民健康保険・社会保険被保険者証、各種年金証書、年金手帳等、その他官公署が発行する証明書または書類のうちいずれか一点。

手数料(定額小為替)

手数料は、定額小為替(郵便局で購入)により納付してください。手数料の金額は市区町村によって異なる場合がありますので、あらかじめ本籍地にご確認ください。

返信用の封筒

返送先の住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ったものを同封してください。



請求書は便箋等に手書きしたものもご利用いただけます。

黒のインクまたはボールペンで書いてください。
(鉛筆や消えやすいインクでは書かないでください)

転籍届 令和 年 月 日届出 埼玉県三郷市 長 あて		受理第 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日				
		送付第 令和 年 月 日	長印				
		書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知
本籍	島根県高橋郡清水町字辻3310番地 (よみかた) みさと ただし						
新しい本籍	埼玉県三郷市花和田648番地1 筆頭者の氏名 三郷 正						
おなじ戸籍にある人	(よみかた) 筆頭者 ただし (名) 正	(住所...住民登録しているところ) 埼玉県三郷市花和田648番地1 アパート・マンション名 みさとハイツ505					(世帯主の氏名) 三郷 正
	(よみかた) 配偶者 ひとみ (名) 仁美	同上					同上
	(よみかた) じゅんこ (名) 純子	同上					同上
	(よみかた) (名)
	(よみかた) (名)
その他							
届出人 署名押印	筆頭者 三郷 正 (印)			配偶者 三郷 仁美 (印)			
生年月日	大正・昭和 50年1月1日 平成・令和			大正・昭和 53年3月3日 平成・令和			

記入のポイント

本籍欄は戸籍のとおり記入してください。
新しい本籍、住所は省略しないで正確に記入してください。
【例】埼玉県三郷市三郷 丁目 番地
生年月日は「M、T、S、H、R」などの略字は使用せず、「明治、大正、昭和、平成、令和」を使用してください。
印鑑は、必ず朱肉をつけて押す印鑑を使用してください。スタンプ印は使用しないでください。
なお、新しい戸籍が出来るまで約2週間かかります。

三郷市役所市民課	048(953)1111(代)
みさと団地出張所	048(957)2121